

『新しいごみ処理施設について』のお知らせ

「令和6年10月1日」から新しいごみ処理施設でのごみ処理が始まります。大きな変更点についてお知らせいたします。

1. ごみ処理手数料

ごみ処理に掛かる費用と現行の処理手数料に乖離が発生しているため、受益者負担の適正化を図りました。

- ・ごみ処理施設建設費など : 全ての市民、町民等に利用機会を提供 ⇒ 公 費
- ・ごみ処理に掛かる費用 運営管理 : ごみ排出量に応じて負担いただく ⇒ 受益者負担

①ごみ処理手数料が「変わるごみ」と「変わらないごみ」

変わるごみ	○ごみ処理施設に直接持ち込むごみ（※注意点） ・対象例：事業系ごみ ：家庭系ごみを直接、施設に持ち込む場合
変わらないごみ	○お住まいの市町で決められたごみ集積場所に出すごみ （ごみステーションに出すごみ）
※注 意 点	○家庭系ごみを直接、施設に持ち込む場合、お住まいの市・町の指定ごみ袋・ごみ処理券を使用しているときは、施設での手数料は、いたしません。

②ごみ処理手数料額

「お住まい」や「事業所の所在地」（ごみが出る場所）の市・町によって施設でいただく、ごみ処理手数料が違いますのでご注意ください。

《現在：100 kgまで 500 円、100 kgを超える 10 kgごとに 50 円》



市町名	ごみ処理手数料額
室蘭市 豊浦町	令和6年10月1日以降 ⇒ 10 kgにつき 180 円
伊達市 壮瞥町 洞爺湖町	①令和6年10月1日～令和7年3月31日まで ⇒ 10 kgにつき 50 円
	②令和7年4月1日～令和8年3月31日まで ⇒ 10 kgにつき 60 円
	③令和8年4月1日～令和9年3月31日まで ⇒ 10 kgにつき 70 円
	④令和9年4月1日～令和10年3月31日まで ⇒ 10 kgにつき 80 円
	⑤令和10年4月1日以降 ⇒ 10 kgにつき 90 円